

山形県高等学校総合文化祭開催基準要項

1. 趣 旨

山形県高等学校総合文化祭は、高校生に日頃の文化活動の成果を、広く県民に発表する機会を与え、高校生の文化活動に対する理解と関心を高めるとともに、高校生相互の 交流と親睦を図り、高等学校教育の充実と青少年文化活動の振興に資するものである。

2. 主 催

山形県高等学校総合文化祭（以下「県高校文化祭」という）の主催は、山形県高等学校文化連盟（以下「本連盟」という）、山形県教育委員会及び県高校文化祭開催地（教育委員会を含む）とする。

3. 主 管

大会の主管は、開催地区高等学校文化連盟とする。

4. 開催地

県高校文化祭の開催地は、置賜、田川、村山、最北、飽海、村山の各地区順に輪番で開催することを原則とする。

5. 開催の期日

県高校文化祭の開催時期は、10月第2金・土・日の3日間を原則とする。ただし、会場その他の事情により、この時期に開催することができない部門については、別に会期を定めることができる。

6. 開催の決定

県高校文化祭の場所及び規模については、年度ごとに本連盟理事会で立案し、評議員会で決定する。

7. 運 営

各部門の運営は、本連盟各専門部が関係諸団体と連携してこれにあたる。

8. 規 模

各部門は次のとおりとする。

(1) ステージ部門

演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マチンガ[※]・バント[※]・バトトリック[※]、放送、弁論

(2) 展示部門

美術・工芸、書道、写真、新聞、科学、文芸、茶道、華道

(3) 競技部門

囲碁、将棋、小倉百人一首かるた

9. 参加資格

参加者は、本連盟に加盟している生徒とする。

10. 開催地実行委員会

(1) 開催地区は県高校文化祭のために実行委員会を設置する。

(2) 実行委員会の規程には次の内容を明記する。

①名称 ②目的 ③組織 ④役員 ⑤管掌内容 ⑥経理方法

⑦その他必要事項

(3) 実行委員会には事務局を設ける。

11. 大会実施要項

大会実施要項は実行委員会が作成する。

部門別実施要項は各専門部が作成し、実行委員会に提出する。

12. 部門別実施要項の記載内容

部門別実施要項の記載内容は以下のとおりとする。

(1) 実施期日 (2) 会場 (3) 参加資格 (4) 参加人数
(5) 内容 (6) 申込様式 (7) その他必要事項

13. 表 彰

各部門の優秀な団体及び個人を山形県高等学校総合文化祭表彰規程に従い表彰する。

14. 経 費

県高校文化祭運営のための経費は、本連盟大会費及び共催負担金等でまかなう。

15. 大会役員

(1) 大会役員は下記の通りとする。

会 長……本連盟会長

副 会 長……本連盟副会長

顧 問……県教育委員長、県教育長、県教育次長、
開催地市長、開催地教育長

参 与……県教育庁高校教育課長、県教育庁義務教
育課長、主管地区教育事務所長、本連盟評議員、
開催地担当課長

大会委員長……主管地区高文連会長

副委員長 ……主管地区高文連副会長、本連盟理事長

委 員……県教育庁高校教育課長補佐、同担当係、
本連盟各専門部副部長、本連盟事務局長、同事務局員、
主管地区高文連代表幹事、当該専門部地区理事、開催
地担当係

(2) 部門役員は下記の通りとする。

部 長……本連盟専門部長

副 部 長……本連盟専門部副部長

平成17年2月22日一部変更